



島根県報

平成22年11月30日（火）

号外 第 195 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則

（自然環境課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（規則第73号）

1 規則の概要

- (1) 県民及び民間団体による指定希少野生動植物の指定に係る提案書について定めることとした。（第4条・様式第1号関係）
- (2) 人の生命又は身体の保護その他の指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等の禁止が適用されないやむを得ない事由を定めることとした。（第5条関係）
- (3) 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等が許可される目的を定めることとした。（第6条関係）
- (4) 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等の許可の申請について定めることとした。（第7条・様式第2号関係）
- (5) (4)の許可を受けて捕獲等をした指定希少野生動植物の個体の取扱方法を定めることとした。（第8条関係）
- (6) (2)の事由に該当し、又は(4)の許可を受けて捕獲等した指定希少野生動植物の個体及びその加工品について、(3)の目的以外の目的での譲渡し等を禁止することとした。（第10条関係）
- (7) 管理地区内において禁止されている行為の許可の申請について定めることとした。（第13条・様式第7号関係）
- (8) 管理地区において一定の行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者の届出について定めることとした。（第14条・様式第8号関係）
- (9) 管理地区内における許可を要しない通常の管理行為又は軽易な行為を定めることとした。（第15条関係）
- (10) 管理地区内において非常災害に対する必要な応急措置を行った場合の届出について定めることとした。（第16条・様式第9号関係）
- (11) 立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない通常の管理行為又は軽易な行為を定めることとした。（第17条関係）
- (12) 立入制限地区内への立入りの許可の申請について定めることとした。（第18条・様式第10号関係）
- (13) 監視地区内において制限された行為を行う場合の届出について定めることとした。（第19条・様式第11号関係）
- (14) 監視地区内における届出を要しない通常の管理行為又は軽易な行為を定めることとした。（第20条関係）
- (15) 県民及び民間団体による保護管理計画の変更に係る提案書について定めることとした。（第21条・様式第12号関係）
- (16) 国及び地方公共団体以外の者が行う保護管理事業の認定の申請について定めることとした。（第22条・様式第13号関係）
- (17) 希少野生動植物保護巡視員等の認定の申請について定めることとした。（第24条・様式第14号関係）
- (18) 希少野生動植物保護巡視員等は、年度ごとに活動状況の概要を知事に報告することとした。（第25条関係）
- (19) 国若しくは県の機関又は他の地方公共団体が行う(2)以外の場合の指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等について、あらかじめ知事へ協議し、同意を得る必要がない場合等を定めることとした。（第26条関係）

2 施行期日

平成22年12月1日から施行することとした。

規

則

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則をここに公布する。

平成22年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第73号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成22年島根県規則第64号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 個体の取扱いに関する規制（第5条－第10条）
- 第3章 生息地等の保護に関する規制（第11条－第20条）
- 第4章 保護管理事業（第21条－第23条）
- 第5章 雑則（第24条－第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号。第5条第4号トを除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定希少野生動植物の指定の案の公告）

第2条 条例第8条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定をしようとする希少野生動植物の名称
- (2) 指定希少野生動植物として指定をしようとする理由
- (3) 指定希少野生動植物の指定の案の縦覧場所

（公聴会）

第3条 知事は、条例第8条第4項又は第19条第6項（条例第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による公告は、公聴会の日の3週間前までに行うものとする。

3 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の条例第8条第3項又は第19条第5項（条例第20条第3項において準用する場合を含む。）の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

7 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

8 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

（指定希少野生動植物指定提案書）

第4条 条例第9条第1項の規定による提案（次項において「提案」という。）は、指定希少野生動植物指定提案書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 県民が提案をする場合にあっては県内に住所を有することを証する書類、民間団体が提案をする場合にあっては当

該団体の構成員の住所及び氏名並びに代表者の略歴を記載した書類、県内における野生動植物の保護を図るための活動の略歴を記載した書類その他知事が必要と認める書類

- (2) 提案に係る希少野生動植物の個体の生息等の状況、分布状況等の科学的知見を示す書類
- (3) 知事が必要と認める場合にあっては、当該提案が条例第7条第2項第2号に掲げる事項に適合することを証する書類

第2章 個体の取扱いに関する規制

(捕獲等の禁止の適用除外)

第5条 条例第12条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- (2) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。第15条第3号キにおいて同じ。）にあっては、知事に通知したもの）に限る。）。
 - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3若しくは第38条又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの
 - イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
 - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3若しくは第38条又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの
 - イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするのであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。
 - ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。
 - イ 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。
 - ウ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。
 - エ 漁港漁場整備法第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。
 - オ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。
 - カ 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第7条第1項に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。
 - キ 道路を設置し、又は管理すること。
 - ク 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
 - ケ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
 - コ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を設置し、又は管理すること。

- サ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。
- シ 航路標識法（昭和24年法律第99号）第1条第2項に規定する航路標識（以下「航路標識」という。）その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ス 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物（以下「工作物」という。）を新築すること。
- セ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
- ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。
- タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理すること。
- チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。
- ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。
- テ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
- ト 法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
- ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ニ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- ヌ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- ネ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は同法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第2条の規定による廃止前の重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号。第15条第10号クにおいて「旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」という。）第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為
- ノ 島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により指定された県指定有形文化財、同条例第26条第1項の規定により指定された県指定有形民俗文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為
- ハ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第4条に規定する鉱業、採石法（昭和25年法律第291号）第10条第1項第3号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利採取業を行うこと。
- ヒ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- フ 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の

区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同法第34条第2項各号のいずれかに該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（捕獲等の目的）

第6条 条例第13条第1項の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生動植物の個体の生息等の状況の調査の目的その他指定希少野生動植物の保護に資すると認められる目的とする。

（捕獲等の許可の申請等）

第7条 条例第13条第2項の規定による許可の申請は、指定希少野生動植物捕獲等許可申請書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
- (2) 捕獲等をした個体を飼養し、又は栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及びカラー写真
- (3) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

3 条例第13条第5項の許可証（以下この条において「許可証」という。）は、様式第3号によるものとする。

4 条例第13条第6項の規定による従事者証の交付の申請は、指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書（様式第4号）により行うものとする。

5 条例第13条第6項の従事者証（以下この条において「従事者証」という。）は、様式第5号によるものとする。

6 条例第13条第7項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、指定希少野生動植物捕獲等許可証等再交付申請書（様式第6号）により行うものとする。

7 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

8 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の捕獲等の場所ごとの数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。

9 条例第13条第7項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を発見したときは、速やかに、当該発見した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

（個体の取扱方法）

第8条 条例第13条第9項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該個体を飼養し、又は栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。
- (2) 当該個体の生息等に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

（指定希少野生動植物の個体の加工品）

第9条 条例第15条の規則で定める加工品は、指定希少野生動植物の個体のはく製その他の標本（はく製その他の標本として製作する過程のもの及びその個体の一部のみのもを含む。以下この条において同じ。）であって、指定希少野生動植物の個体のはく製その他の標本であることを容易に識別することができるものとする。

（譲渡し等の禁止）

第10条 条例第15条の条例第12条ただし書の場合に該当して捕獲等をされたもので規則で定めるものは、条例第13条第1項に規定する目的以外の目的で譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしようとするものとする。

第3章 生息地等の保護に関する規制

（生息地等保護区の指定の案の公告）

第11条 条例第19条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 生息地等保護区の名称
- (2) 生息地等保護区の指定の区域

- (3) 生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物の名称
- (4) 生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針の案
- (5) 前3号に掲げる事項の縦覧場所

(管理地区の指定の案の公告)

第12条 前条の規定は、条例第20条第3項において準用する条例第19条第4項の規定による公告について準用する。この場合において、「生息地等保護区」とあるのは「管理地区」と読み替えるものとする。

(管理地区内における行為の許可の申請)

第13条 条例第20条第5項の規定による許可の申請は、管理地区内行為許可申請書(様式第7号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及びカラー写真
- (3) 行為の施行方法(当該管理地区の指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息地等への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。)を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(既着手行為の届出)

第14条 条例第20条第8項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 行為者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地又は団体の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 管理地区の名称
- (3) 行為の種類
- (4) 行為の目的
- (5) 行為の場所
- (6) 行為地及びその付近の状況
- (7) 行為の施行方法
- (8) 関連行為の概要
- (9) 行為の着手年月日
- (10) 行為の完了年月日又は完了予定年月日

2 条例第20条第8項の規定による届出は、管理地区内既着手行為届出書(様式第8号)により行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及びカラー写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(管理地区内における許可を要しない行為)

第15条 条例第20条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。

ウ 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河

- 川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項若しくは第2項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- オ 法令等の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- カ 測量法第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
- キ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された時において現に同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第20条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第36条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。
- ク 漁港漁場整備法第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
- ケ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- コ 海洋水産資源開発促進法第7条第1項に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- シ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ス 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。
- セ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。
- ソ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- タ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項の港湾施設又は同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
- テ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ト 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- ナ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ニ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- ヌ 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ネ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること

(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

- ノ 電柱を設置すること。
 - ハ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
 - ヒ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
 - フ 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
 - ヘ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
 - ホ 送水管を農地に埋設すること。
 - マ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
 - ミ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。
 - ム 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
 - メ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること(河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
 - モ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること((イ)又は(キ)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(イ)又は(キ)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)
 - (7) 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもの
 - (イ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
 - (ウ) 旗ざおその他これに類するもの
 - (エ) 門、塀、給水設備又は消火設備
 - (オ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備
 - (カ) 地下に設ける工作物(建築物を除く。)
 - (キ) 高さが5メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)
 - ヤ 条例第20条第4項の規定による許可を受けた行為(条例第36条第2項の規定による協議に係る行為を含む。)又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- (2) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - イ 鉱業法第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試すいを行うこと。
 - ウ 露天掘りでない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
 - オ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。
 - カ 水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと(試掘坑の坑底直径が30センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。)
 - キ 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たもの(公立の大学にあつては、知事に通知したもの)に限る。)
- (4) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

- イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ウ 管理地区が指定された時において既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において高さ10メートル以下の木竹を伐採すること。
- イ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。
- ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
- エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
- カ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
- キ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
- (7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの
- ア 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第3項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設から汚水又は廃水を排出すること。
- イ 漁港漁場整備法第25条第1項又は第2項に規定する漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
- ウ 船舶から冷却水を排出すること。
- エ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。
- オ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。
- カ 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
- キ 水道法第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。
- ク 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第1号に規定する船舶又は同条第10号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。
- (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの
- ア 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- イ 海岸法第3条第1項又は第2項に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ウ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- エ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空

機を着陸させること。

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

カ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

キ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第1項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

ク 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ケ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条第1項若しくは第2項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

コ 港湾法第4条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。

(9) 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであつて次に掲げるもの

ア 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。

イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。

ウ 航路標識の障害となる植物を除去すること。

エ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 保安林の区域等における森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第20条第4項第6号、第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）

イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の11第1項第1号に規定する事業又は工事を実施する行為にあつては条例第20条第4項第13号及び第14号に掲げるものを、その他の行為にあつては条例第20条第4項第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）

ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第20条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(7) 条例第20条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるもの

(イ) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ウ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(エ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(カ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(キ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(ク) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

オ 国若しくは県又は他の地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為（条例第20条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

- カ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（条例第20条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）
- キ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第20条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為を除く。）。
- ク 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第20条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）
- ケ 島根県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された県指定有形文化財、同条例第26条第1項の規定により指定された県指定有形民俗文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第20条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）
- コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。
- サ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為
- シ 法令等に基づく検査、調査その他これらに類する行為
- ス 法令等又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- セ 工作物の修繕のための行為
- (11) 条例第20条第4項第6号に掲げる行為であって同条第9項第3号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為
(非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出)

第16条 条例第20条第10項の規定による届出は、管理地区内非常災害応急措置届出書（様式第9号）により行うものとする。

- 2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図を添付しなければならない。
(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

第17条 条例第21条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 第5条第4号ニ又は第15条第1号エ、カ若しくはハ若しくは同条第10号サからセまでに掲げる行為
- (2) 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそのための標識を設置すること。
- (3) 地下において、鉋物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (4) 測量法第3条に規定する測量又は水路業務法第2条第1項に規定する水路測量を行うこと。
- (5) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。
- (6) 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為
- (7) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）
- (8) 島根県文化財保護条例第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）
- (9) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。
- (10) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(立入制限地区内への立入りの許可の申請)

第18条 条例第21条第5項において準用する条例第20条第5項の規定による許可の申請は、立入制限地区内立入許可申請書(様式第10号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、位置図及び立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付しなければならない。

(監視地区内における行為の届出)

第19条 条例第22条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地又は団体の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 当該監視地区を含む生息地等保護区の名称
- (3) 行為の種類
- (4) 行為の目的
- (5) 行為の場所
- (6) 行為地及びその付近の状況
- (7) 行為の施行方法(当該生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息地等への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。第3項第3号において同じ。)
- (8) 関連行為の概要
- (9) 行為の着手及び完了の予定年月日

2 条例第22条第1項の規定による届出は、監視地区内行為届出書(様式第11号)により行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及びカラー写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(監視地区内における届出を要しない行為)

第20条 条例第22条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
 - ア 第15条第1号アからメまで(キ、ヘ及びホを除く。)に掲げる行為
 - イ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(7)から(9)までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)
 - (7) 床面積の合計が200平方メートル以下の建築物又は水平投影面積が200平方メートル(海域にあつては、100平方メートル)以下の工作物(建築物を除く。)
 - (8) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであつて高さ30メートル以下のもの
 - (9) 高さ20メートル以下のダム
 - ウ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、生息地等保護区が指定された時において現に同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第22条第1項の規定による届出をして設置されたもの(条例第36条第3項の規定による通知に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。
 - エ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。
 - オ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。

- カ 幅員が4メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。
- キ 郵便局株式会社の営業所（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和24年法律第213号）第8条第1項に規定する再委託業務を行う施設を含む。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。
- ク 工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築すること。
- ケ 条例第22条第1項の規定による届出（条例第36条第3項の規定による通知を含む。）をした行為（条例第22条第2項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第5項に規定する期間を経過したものに限る。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更することであって次に掲げるもの
- ア 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。
- イ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。
- ウ 養浜のために土地の形質を変更すること。
- エ 第1号イに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。
- オ 面積が200平方メートル（海底にあつては、100平方メートル）を超えない土地の形質の変更であつて、高さ^{のり}が2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
- ア 第15条第3号イからオまでに掲げる行為
- イ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。
- ウ 教育、試験研究又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- エ 工作物を設置するための地質の調査のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- オ 当該行為の行われる土地の面積が200平方メートル（海底にあつては、100平方メートル）を超えず、かつ、高さ^{のり}が2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓することであつて面積が200平方メートル（海面にあつては、100平方メートル）を超えないもの
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
- ア 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- イ 生息地等保護区が指定された時において既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区の区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- ア 第5条第4号ネ若しくはノ又は第15条第10号コからスマまでに掲げる行為
- イ 測量法第4条に規定する基本測量又は同法第5条に規定する公共測量を行うこと。
- ウ 条例第20条第4項第1号から第3号までに掲げる行為であつて森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林の区域等において行うこと。
- エ 水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- オ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
- (7) 住宅又は高さが10メートルを超え、若しくは床面積の合計が500平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (4) 用排水施設（幅員が4メートル以下の水路を除く。）又は幅員が4メートルを超える農道若しくは林道を新築

し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ウ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(エ) 宅地を造成すること。

(オ) 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。）。

(カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。）。

カ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

キ 国若しくは県又は他の地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為

ク 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

ケ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。

コ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

(7) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

第4章 保護管理事業

(保護管理計画変更提案書)

第21条 条例第28条第1項の規定による提案（次項において「提案」という。）は、保護管理計画変更提案書（様式第12号）により行うものとする。

2 前項の提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 県民が提案をする場合にあっては県内に住所を有することを証する書類、民間団体が提案をする場合にあっては当該団体の構成員の住所及び氏名並びに代表者の略歴を記載した書類、県内における野生動植物の保護を図るための活動の略歴を記載した書類その他知事が必要と認める書類

(2) 提案に係る保護管理計画の対象となる指定希少野生動植物の保護に関する科学的知見を示す書類

(3) 知事が必要と認める場合にあっては、当該提案が条例第7条第2項第5号に掲げる事項に適合することを証する書類

(保護管理事業の認定の申請)

第22条 条例第29条第3項の認定を受けようとする者は、保護管理事業認定申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、保護管理事業の事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の略歴を記載した書類（法人その他の団体が申請をする場合にあっては、現に行っている業務又は活動の概要を記載した書類）

(2) 法人が申請をする場合にあっては定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類、法人以外の団体が申請をする場合にあっては当該団体の構成員の住所及び氏名並びに代表者の略歴を記載した書類その他知事が必要と認める書類

(3) 野生動植物の保護を図るための活動の実績を記載した書類

3 条例第29条第3項の認定を受けた者が住所又は氏名（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地若しくは団体の所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(認定保護管理事業の告示)

第23条 条例第29条第4項前段の規定による告示は、認定を受けた保護管理事業を行う者の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地又は団体の所在地並びに名称及び代表者の氏名）並びに認定を受けた保護管理事業の事業計画の概要について行うものとする。

2 条例第29条第4項後段の規定による告示は、認定を取り消された保護管理事業を行っていた者の住所及び氏名（法人

その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地又は団体の所在地並びに名称及び代表者の氏名) について行うものとする。

第5章 雑則

(希少野生動植物保護巡視員等の認定の申請等)

第24条 県民及び民間団体は、条例第34条の規定による認定を受けようとするときは、希少野生動植物保護巡視員等認定申請書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、県民が申請をする場合にあつては県内に住所を有することを証する書類及び略歴を記載した書類、民間団体が申請をする場合にあつては当該団体の構成員の住所及び氏名並びに代表者の略歴を記載した書類、県内における野生動植物の保護を図るための活動の略歴を記載した書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 条例第34条の規定により認定を受けた希少野生動植物保護巡視員又は希少野生動植物保護巡視団体(以下この条及び次条において「希少野生動植物保護巡視員等」という。)は、次に掲げる事項を変更したときは、その変更のあった日から30日以内に、希少野生動植物保護巡視員等認定事項変更届出書(様式第15号)により、知事に届け出なければならない。この場合において、第1号に掲げる事項に変更があった場合にあつては、当該変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

(1) 希少野生動植物保護巡視員等の住所又は氏名(民間団体にあつては、所在地、名称又は代表者の氏名)

(2) 巡視等の対象となる希少野生動植物

(3) 巡視等を行う地域

4 知事は、希少野生動植物保護巡視員等が、巡視等の遂行に支障があるとき、巡視等を怠ったとき、条例又はこの規則の規定に違反したときその他希少野生動植物保護巡視員等たるにふさわしくない非行があつたときは、その認定を取り消すことができる。

(希少野生動植物保護巡視員等の活動状況に関する報告)

第25条 希少野生動植物保護巡視員等は、年度ごとに活動状況の概要を知事に報告するものとする。

(国等に関する協議の適用除外等)

第26条 条例第36条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をする場合であつて、次に掲げるとき。

ア 国若しくは県又は他の地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をするとき(あらかじめ、知事に通知したときに限る。)

イ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をするとき(捕獲等をした後30日以内に、知事に通知したときに限る。)

ウ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするとき。

(7) 砂防法第2条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第1条に規定する砂防工事を行うこと。

(4) 海岸法第3条第1項若しくは第2項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第2条第1項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。

(5) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事を行うこと。

(6) 河川法第6条第1項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第8条に規定する河川工事を行うこと。

(7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。

(8) 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくぼた山崩壊防止工事を行うこと。

- (※) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
 - (㉔) 島根県文化財保護条例第4条第1項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第26条第1項の規定による県指定有形民俗文化財の指定又は同条例第31条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為
 - (㉕) 第5条第4号ネ及びノに掲げる行為（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）
 - (㉖) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- エ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって、次に掲げる行為に伴うとき。
- (㉗) 第5条第4号アからフまで（ネ及びノを除く。）に掲げる行為
 - (㉘) 砂防法第2条の規定により指定された土地以外の土地において同法第1条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
 - (㉙) 河川法第6条第1項に規定する河川区域以外の区域において同法第3条第2項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
 - (㉚) 雪崩の防止のための工事を行うこと。
 - (㉛) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。
 - (㉜) 下水道を設置し、又は管理すること。
- オ 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務として行うとき。
- (2) 条例第20条第4項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって、次に掲げるとき。
- ア 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって、次に掲げるとき。
- (㉝) 下水道を改築し、又は増築するとき。
 - (㉞) ダム又は湖沼水位調節施設を改築するとき。
 - (㉟) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置するとき。
- イ 国若しくは県又は他の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取するとき（あらかじめ、知事に通知したときに限り。）。
- ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって、次に掲げるとき。
- (㊱) 漁港漁場整備法第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるとき。
 - (㊲) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるとき。
 - (㊳) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用するとき。
 - (㊴) 国若しくは県又は他の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるとき（あらかじめ、知事に通知したときに限り。）。
 - (㊵) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用

し、又は航空機を着陸させるとき。

(カ) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるとき。

エ 国若しくは県又は他の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をするとき。

オ アからエまでに掲げるもののほか、次に掲げるとき。

(7) ダム又は湖沼水位調節施設を管理するとき（条例第20条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をするときを除く。）。

(イ) 都市公園等を設置し、又は管理するとき（条例第20条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をするとき、並びに都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であつて、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するとき（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築をするときを含む。）を除く。）。

(ウ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をするとき。

(エ) 島根県文化財保護条例第4条第1項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第26条第1項の規定による県指定有形民俗文化財の指定又は同条例第31条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為をするとき。

(オ) 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をするとき。

カ アからオまでに掲げるものに附帯する行為をするとき。

(3) 条例第21条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて、次に掲げる行為をするものであるとき。

ア 雪崩の防止のための施設を設置すること。

イ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第6条第1項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。

ウ 国若しくは県又は他の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病虫害等（それらの卵を含む。）の捕獲等をする（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

エ 第1号ウ(キ)若しくは(ク)に掲げる行為又は第5条第4号ネ若しくはノに掲げる行為

オ 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。

カ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。

キ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第3条第1項に規定する自衛隊の任務として行う行為

ク 警察法第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為

ケ アからクまでに掲げる行為に附帯する行為

2 条例第36条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて、前項第2号ア(7)から(ウ)までに掲げるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

ア 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第3条第1項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

イ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ウ 都市公園等を設置し、又は管理する場合（都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するとき（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築をするときを含む。）を除く。）

エ 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

オ 島根県文化財保護条例第4条第1項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第26条第1項の規定による県指定有形民俗文化財の指定又は同条例第31条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為をする場合

カ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

キ 前項第2号ウ（ハを除く。）に掲げる場合

(3) 前各号に掲げるものに附帯する行為をする場合

（教育又は学術研究のための捕獲等の届出等）

第27条 第7条第1項及び第2項の規定は、第5条第2号及び第4号の規定による届出並びに同条第2号の規定による通知について準用する。この場合において、第7条第1項中「指定希少野生動植物捕獲等許可申請書（様式第2号）」とあるのは第5条第2号及び第4号の規定による届出については「指定希少野生動植物捕獲等届出書（様式第16号）」と、同条第2号の規定による通知については「指定希少野生動植物捕獲等通知書（様式第17号）」と、第7条第2項第1号中「捕獲等をする区域」とあるのは第5条第4号の規定による届出については「捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。）」と読み替えるものとする。

（教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出等）

第28条 第13条の規定は、第15条第3号キの規定による届出及び通知について準用する。この場合において、第13条第1項中「管理地区内行為許可申請書（様式第7号）」とあるのは、第15条第3号キの規定による届出については「管理地区内鉱物採掘等届出書（様式第18号）」と、同号キの規定による通知については「管理地区内鉱物採掘等通知書（様式第19号）」と読み替えるものとする。

（添付書類の省略）

第29条 条例第13条第1項、第20条第4項若しくは第21条第4項第3号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請、条例第20条第8項若しくは第10項若しくは第22条第1項若しくはこの規則第5条第2号若しくは第4号若しくは第15条第3号キの規定による届出をした行為の変更に係る届出又は第5条第2号若しくは第15条第3号キの規定による通知をした行為の変更に係る通知にあっては、第7条第2項（第27条において準用する場合を含む。）、第13条第2項（前条において準用する場合を含む。）、第14条第3項、第16条第2項、第18条第2項又は第19条第3項の規定により申請書、届出書又は通知書に添付しなければならない図面又は写真（第3項において「添付書類」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請、届出又は通知にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書、届出書又は通知書に添付しなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第13条第2項若しくは第20条第5項（条例第21条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請、条例第20条第8項若しくは第10項若しくは第22条第1項若しくはこの規則第5条第2号若しくは第4号若しくは第15条第3号キの規定による届出又は第5条第2号若しくは第15条第3号キの規定による通知に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。

(身分証明書)

第30条 条例第16条第2項、第24条第3項及び第25条第3項の身分を示す証明書は、様式第20号によるものとする。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

指定希少野生動植物指定提案書

年 月 日

島根県知事 様

提案者 住 所

氏 名

㊤

（民間団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例第9条第1項の規定により、指定希少野生動植物の指定について、次のとおり提案します。

提案に係る希少野生動植物の名称	
提 案 の 理 由	
提案に係る希少野生動植物の個体の生息等の状況	

注 1 「提案の理由」欄には、提案する理由のほか、その必要性を具体的に記載すること。

2 「提案に係る希少野生動植物の個体の生息等の状況」欄には、提案に係る希少野生動植物の個体の全国的な分布状況並びに県内における生息等の状況（種の存続に支障を来す事情を含む。）並びに生息地等及びその周辺の環境について詳細に記載すること。

様式第2号（第7条関係）

指定希少野生動植物捕獲等許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

職 業

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地又は
団体の所在地、名称及び代表者の氏名並びに主たる事業〕

電話番号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例第13条第1項の規定により、指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等をし ようとする 個体	種 名 (卵又は種子を採取しようとする 場合にあつては、その旨 及び種名)		
	数 量		
捕 獲 等 を す る 目 的		学術研究・繁殖・教育・調査・その他 ()	
捕獲等をする区域及び当該区域の状況			
捕 獲 等 の 方 法			
捕獲等をした個体の輸送方法 (生きている個体の場合に限る。)			
捕 獲 等 を し よ う と す る 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
捕獲等をした 個体を飼 養し、又は 栽培しよう とする場合	飼養栽培を行う場所の所在地		
	飼養栽培施設の規模及び構造		
	飼養栽培 の取扱者	住 所	
		氏 名	
		職 業	
飼養栽培に関する 経歴			

注 1 「捕獲等をする目的」欄は、該当するものを○で囲み、詳細を別紙に記載すること。

2 「捕獲等をする区域及び当該区域の状況」欄には、捕獲等しようとする区域の所在地、当該区域の環境及び捕獲等しようとする個体の生息等の状況について詳細に記載すること。

3 「捕獲等の方法」欄には、捕獲等に係る方法又は使用する器具若しくは材料の名称等を記載すること。

(裏)

注 意

- 1 この許可証は、捕獲等をするときは必ず携帯しなければならない。
- 2 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、島根県知事に返納しなければならない。
- 3 返納の際次の欄に所要事項を記入することにより、島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則第7条第8項の規定による報告とすることができる。

捕 獲 等 の 場 所	捕獲等をした個体の 種名及び数量	処 置 の 概 要

注 「捕獲等の場所」欄は、市町村の大字又は字の単位でまとめて記入すること。

様式第4号（第7条関係）

指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書

年 月 日

島根県知事

様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

㊟

電 話 番 号

主たる事業

島根県希少野生動植物の保護に関する条例第13条第6項の規定により、指定希少野生動植物捕獲等従事者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

指定希少野生動植物捕獲等許可証		番 号	
		交付年月日	
捕獲等に 従事する 者の住 所、氏名 及び職業	1	住 所	
		氏 名	
		職 業	
	2	住 所	
		氏 名	
		職 業	
	3	住 所	
		氏 名	
		職 業	
	4	住 所	
		氏 名	
		職 業	
	5	住 所	
		氏 名	
		職 業	

様式第5号（第7条関係）

(表)

指定希少野生動植物捕獲等従事者証		第 号 年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
		島根県知事 印
住 所		
氏 名		
指定希少野生動植物捕獲等 許可証	番 号	
	交付年月日	
捕獲等許可者の氏名 (名称及び代表者の氏名)		
捕獲等をしようとする個体の種名（卵又は種子を採取しようとする場合にあつては、その旨及び種名）		
捕 獲 等 の 数 量		

(裏)

捕 獲 等 の 目 的	
捕 獲 等 の 区 域	
捕 獲 等 の 方 法	
条 件	

注 意

- 1 この従事者証は、捕獲等をするときは必ず携帯しなければならない。
- 2 この従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、島根県知事に返納しなければならない。

様式第6号（第7条関係）

指定希少野生動植物捕獲等許可証等再交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
職 業
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地又は
団体の所在地、名称及び代表者の氏名並びに主たる事業 〕
電話番号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例第13条第7項の規定により、指定希少野生動植物捕獲等許可証（従事者証）の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

亡失し、又は滅失した 許可証又は従事者証	番 号	
	交付年月日	
許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失した事情		

様式第7号（第13条関係）

管理地区内行為許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地又は団体の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例第20条第4項の規定により、管理地区の区域内における行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

管理地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	市郡 町村大字 字 番地（地先）
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為による影響の軽減の方法	
関連行為の概要	
行為着手予定年月日	年 月 日
行為完了予定年月日	年 月 日
備 考	

- 注 1 「行為の種類」欄には、島根県希少野生動植物の保護に関する条例（以下「条例」という。）第20条第4項各号に掲げる行為の区分により行為の種類を記載すること。
- 2 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 4 「行為の施行方法」欄には、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれに定める事項について記載すること。
- (1) 条例第20条第4項第1号に掲げる行為 工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料
 - (2) 条例第20条第4項第2号に掲げる行為 施行面積及び工事の方法
 - (3) 条例第20条第4項第3号に掲げる行為 鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積
 - (4) 条例第20条第4項第4号に掲げる行為 埋立て又は干拓の面積及び工事の方法
 - (5) 条例第20条第4項第5号に掲げる行為 水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量並びに使用する設備
 - (6) 条例第20条第4項第6号に掲げる行為 伐採種別、伐採樹種、伐採面積、伐採木竹の樹齢（皆伐の場合は、平均樹齢）、伐採木竹の胸高直径（皆伐の場合は、平均胸高直径）、伐採材積及び伐採設備
 - (7) 条例第20条第4項第7号に掲げる行為 捕獲等をする物の種類及び数量並びに捕獲等の方法
 - (8) 条例第20条第4項第8号に掲げる行為 汚水又は廃水の水質、排出時期及び量並びに排水設備
 - (9) 条例第20条第4項第9号に掲げる行為 車馬、動力船又は航空機の種類及びその数、使用又は着陸させる土地の範囲及び面積並びに使用又は着陸の方法
 - (10) 条例第20条第4項第10号に掲げる行為 捕獲等をする物の種類及び数量並びに捕獲等の方法
 - (11) 条例第20条第4項第11号に掲げる行為 当該行為に係る個体の種類及び数量並びに当該行為の方法
 - (12) 条例第20条第4項第12号に掲げる行為 散布をする物質の種類、数量及び散布の方法
 - (13) 条例第20条第4項第13号に掲げる行為 その面積及び使用する設備
 - (14) 条例第20条第4項第14号に掲げる行為 使用する器具及び観察の頻度その他の観察の方法
- 5 「行為による影響の軽減の方法」欄には、当該管理地区の指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息地等への当該行為による影響を軽減するための方法を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 6 「関連行為の概要」欄には、行為の支障となる木の伐採、残土処理、工事用仮設工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 7 「備考」欄には、他の法令等の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は行政庁への届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

様式第8号（第14条関係）

管理地区内既着手行為届出書

年 月 日

島根県知事 様

行為者 住 所

氏 名

㊟

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地又は団体の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号

管理地区が指定された時において既に島根県希少野生動植物の保護に関する条例第20条第4項各号に掲げる行為に着手していたので、同条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

管理地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	市郡 町村大字 字 番地（地先）
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
行為着手年月日	年 月 日
行為完了年月日又は完了予定年月日	年 月 日
備 考	

- 注 1 「行為の種類」欄には、島根県希少野生動植物の保護に関する条例（以下「条例」という。）第20条第4項各号に掲げる行為の区分により行為の種類を記載すること。
- 2 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 4 「行為の施行方法」欄には、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれに定める事項について記載すること。
- (1) 条例第20条第4項第1号に掲げる行為 工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料
 - (2) 条例第20条第4項第2号に掲げる行為 施行面積及び工事の方法
 - (3) 条例第20条第4項第3号に掲げる行為 鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積
 - (4) 条例第20条第4項第4号に掲げる行為 埋立て又は干拓の面積及び工事の方法
 - (5) 条例第20条第4項第5号に掲げる行為 水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量並びに使用する設備
 - (6) 条例第20条第4項第6号に掲げる行為 伐採種別、伐採樹種、伐採面積、伐採木竹の樹齢（皆伐の場合は、平均樹齢）、伐採木竹の胸高直径（皆伐の場合は、平均胸高直径）、伐採材積及び伐採設備
 - (7) 条例第20条第4項第7号に掲げる行為 捕獲等をする物の種類及び数量並びに捕獲等の方法
 - (8) 条例第20条第4項第8号に掲げる行為 汚水又は廃水の水質、排出時期及び量並びに排水設備
 - (9) 条例第20条第4項第9号に掲げる行為 車馬、動力船又は航空機の種類及びその数、使用又は着陸させる土地の範囲及び面積並びに使用又は着陸の方法
 - (10) 条例第20条第4項第10号に掲げる行為 捕獲等をする物の種類及び数量並びに捕獲等の方法
 - (11) 条例第20条第4項第11号に掲げる行為 当該行為に係る個体の種類及び数量並びに当該行為の方法
 - (12) 条例第20条第4項第12号に掲げる行為 散布をする物質の種類、数量及び散布の方法
 - (13) 条例第20条第4項第13号に掲げる行為 その面積及び使用する設備
 - (14) 条例第20条第4項第14号に掲げる行為 使用する器具及び観察の頻度その他の観察の方法
- 5 「関連行為の概要」欄には、行為の支障となる木の伐採、残土処理、工事用仮設工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 6 「備考」欄には、他の法令等の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は行政庁への届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

様式第9号（第16条関係）

管理地区内非常災害応急措置届出書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地又は団体の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

㊟

電話番号

管理地区の区域内において非常災害に対する必要な応急処置としての行為をしたので、島根県希少野生動植物の保護に関する条例第20条第10項の規定により、次のとおり届け出ます。

管理地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	市郡 町村大字 字 番地（地先）
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
行為着手年月日	年 月 日
行為完了年月日又は完了予定年月日	年 月 日
備 考	

- 注 1 「行為の種類」欄には、島根県希少野生動植物の保護に関する条例（以下「条例」という。）第20条第4項各号に掲げる行為の区分により行為の種類を記載すること。
- 2 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載すること。
- 4 「行為の施行方法」欄には、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれに定める事項について記載すること。
- (1) 条例第20条第4項第1号に掲げる行為 工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料
 - (2) 条例第20条第4項第2号に掲げる行為 施行面積及び工事の方法
 - (3) 条例第20条第4項第3号に掲げる行為 鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所面積
 - (4) 条例第20条第4項第4号に掲げる行為 埋立て又は干拓の面積及び工事の方法
 - (5) 条例第20条第4項第5号に掲げる行為 水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量並びに使用する設備
 - (6) 条例第20条第4項第6号に掲げる行為 伐採種別、伐採樹種、伐採面積、伐採木竹の樹齢（皆伐の場合は、平均樹齢）、伐採木竹の胸高直径（皆伐の場合は、平均胸高直径）、伐採材積及び伐採設備
 - (7) 条例第20条第4項第7号に掲げる行為 捕獲等をする物の種類及び数量並びに捕獲等の方法
 - (8) 条例第20条第4項第8号に掲げる行為 汚水又は廃水の水質、排出時期及び量並びに排水設備
 - (9) 条例第20条第4項第9号に掲げる行為 車馬、動力船又は航空機の種類及びその数、使用又は着陸させる土地の範囲及び面積並びに使用又は着陸の方法
 - (10) 条例第20条第4項第10号に掲げる行為 捕獲等をする物の種類及び数量並びに捕獲等の方法
 - (11) 条例第20条第4項第11号に掲げる行為 当該行為に係る個体の種類及び数量並びに当該行為の方法
 - (12) 条例第20条第4項第12号に掲げる行為 散布をする物質の種類、数量及び散布の方法
 - (13) 条例第20条第4項第13号に掲げる行為 その面積及び使用する設備
 - (14) 条例第20条第4項第14号に掲げる行為 使用する器具及び観察の頻度その他の観察の方法
- 5 「関連行為の概要」欄には、行為の支障となる木の伐採、残土処理、工事中仮設工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載すること。
- 6 「備考」欄には、他の法令等の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は行政庁への届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

様式第10号（第18条関係）

立入制限地区内立入許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地又は団体の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例第21条第4項第3号の規定により、立入制限地区の区域内への立入りの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

立入制限地区	名 称	
	位 置	
立入りの目的となる行為		
立入行為の場所	市郡 町村大字 字 番地（地先）	
立入者の数		
立入りの方法		
立入予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第11号（第19条関係）

監視地区内行為届出書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所

氏 名

㊟

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地又は団体の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号

監視地区の区域内において島根県希少野生動植物の保護に関する条例第20条第4項第1号から第5号までに掲げる行為を行うので、同条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

当該監視地区を含む 生息地等保護区の名 称	
行 為 の 種 類	
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	市郡 町村大字 字 番地（地先）
行為地及びその付近 の状況	
行為の施行方法	
行為による影響の軽 減の方法	
関連行為の概要	
行為着手予定年月日	年 月 日
行為完了予定年月日	年 月 日
備 考	

- 注 1 「行為の種類」欄には、島根県希少野生動植物の保護に関する条例（以下「条例」という。）第20条第4項第1号から第5号までに掲げる行為の区分により行為の種類を記載すること。
- 2 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 4 「行為の施行方法」欄には、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれに定める事項について記載すること。
- (1) 条例第20条第4項第1号に掲げる行為 工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料
 - (2) 条例第20条第4項第2号に掲げる行為 施行面積及び工事の方法
 - (3) 条例第20条第4項第3号に掲げる行為 鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所面積
 - (4) 条例第20条第4項第4号に掲げる行為 埋立て又は干拓の面積及び工事の方法
 - (5) 条例第20条第4項第5号に掲げる行為 水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量並びに使用する設備
- 5 「行為による影響の軽減の方法」欄には、当該生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息地等への当該行為による影響を軽減するための方法を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 6 「関連行為の概要」欄には、行為の支障となる木の伐採、残土処理、工事中仮設工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 7 「備考」欄には、他の法令等の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は行政庁への届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

様式第12号（第21条関係）

保護管理計画変更提案書

年 月 日

島根県知事 様

提案者 住 所

氏 名

㊟

(民間団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例第28条第1項の規定により、保護管理計画を変更することについて、次のとおり提案します。

提案に係る保護管理計画の 名称	
変 更 の 内 容	
提 案 の 理 由	

注 1 「変更の内容」欄には、変更することを提案する保護管理計画に定められた事項について、変更後の計画と現行の計画を比較する等により詳細に記載すること。

2 「提案の理由」欄には、提案する理由のほか、その必要性を具体的に記載すること。

様式第13号（第22条関係）

保護管理事業認定申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地又は団体の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例第29条第3項の規定により、保護管理事業について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

保護管理事業の対象となる 指定希少野生動植物の名称	
保護管理事業の目的	
保護管理事業を実施しよう とする区域	
保護管理事業の概要	
保護管理事業を開始しよう とする年月日	年 月 日
備 考	

- 注 1 「保護管理事業の目的」欄には、当該保護管理事業の目的を具体的に記載すること。
- 2 「保護管理事業を実施しようとする区域」欄には、当該保護管理事業を行う市町村、大字、字、地番等を記載することとし、当該区域が生息地等保護区、自然公園、文化財等に指定されている場合にあつては、その旨も記載すること。
- 3 「保護管理事業の概要」欄には、個体数の維持又は回復のための手法、生息地等の整備のための手法等について、その概要を記載すること。
- 4 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 保護管理事業の実施に土地の所有者又は占有者の承諾を要する場合は、その承諾の状況
 - (2) 保護管理事業の実施に係る法令等及び計画がある場合には、その名称その他参考となる事項
 - (3) 申請者が過去に島根県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく許可を受けた者である場合にあつては、その旨並びに当該許可の年月日及び番号並びに当該許可に付された条件

様式第14号（第24条関係）

希少野生動植物保護巡視員等認定申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所

氏 名

㊤

(民間団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例第34条の規定により、希少野生動植物保護巡視員（希少野生動植物保護巡視団体）の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

巡視等の対象となる希少野生動植物の名称	
巡視等を行う地域	
保護活動に関する実績	
備 考	

- 注 1 「巡視等を行う地域」欄には、当該巡視等を行う市町村、大字、字、地番等を記載することとし、当該地域が生息地等保護区、自然公園、文化財等に指定されている場合にあつては、その旨も記載すること。
- 2 「保護活動に関する実績」欄には、これまでの野生動植物をはじめとする自然環境に係る保護活動について記載することとし、実績が無い場合はその旨を記載すること。
- 3 「備考」欄には、申請者（民間団体が申請する場合にあつては、その構成員）が過去に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律又は島根県希少野生動植物の保護に関する条例に違反して罰せられたことがある場合にあつては、その旨を記載すること。

様式第15号（第24条関係）

希少野生動植物保護巡視員等認定事項変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所

氏 名

㊤

（民間団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号

希少野生動植物保護巡視員（希少野生動植物保護巡視団体）の認定に係る事項を変更したので、島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則第24条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定を受けた年月日及び番号	年月日	年 月 日
	番 号	
変更の内容	変更に係る事項	住所（所在地） 巡視等の対象となる希少野生動植物
	変更前	氏名（名称又は代表者の氏名） 巡視等を行う地域
	- 変更後	
変更の理由		
変更年月日		年 月 日
備考		

注 「変更の内容」欄については、「変更に係る事項」欄の該当するものを○で囲み、「変更前」欄及び「変更後」欄に該当事項について記載すること。

様式第16号（第27条関係）

指定希少野生動植物捕獲等届出書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所
氏 名 ㊦
職 業
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地又は
団体の所在地、名称及び代表者の氏名並びに主たる事業〕
電話番号

指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等を行うので、島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則第5条第2号（第4号）の規定により、次のとおり届け出ます。

捕獲等をし ようとする 個体	種 名 (卵又は種子を採取しようとする 場合にあつては、その旨及び種名)		
	数 量		
捕 獲 等 を す る 目 的		学術研究・教育・その他 ()	
捕獲等をする区域及び当該区域の状況			
捕 獲 等 の 方 法			
捕獲等をした個体の輸送方法 (生きている個体の場合に限る。)			
捕 獲 等 を し よ う と す る 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
捕獲等をした 個体を飼 養し、又は 栽培しよう とする場合	飼養栽培を行う場所の所在地		
	飼養栽培施設の規模及び構造		
	飼養栽培 の取扱者	住 所	
		氏 名	
		職 業	
飼養栽培に関する 経歴			

- 注 1 「捕獲等をする目的」欄は、該当するものを○で囲み、詳細を別紙に記載すること。
2 「捕獲等をする区域及び当該区域の状況」欄には、捕獲等しようとする区域の所在地、当該区域の環境及び捕獲等しようとする個体の生息等の状況について詳細に記載すること。
3 「捕獲等の方法」欄には、捕獲等に係る方法又は使用する器具若しくは材料の名称等を記載すること。

様式第17号（第27条関係）

指定希少野生動植物捕獲等通知書

年 月 日

島根県知事 様

通知者 住 所

大学の名称

代表者の氏名

㊟

電 話 番 号

大学における教育又は学術研究のために指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等を行うので、島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則第5条第2号の規定により、次のとおり通知します。

捕獲等をするようとする 個体	種 名 (卵又は種子を採取しようとする場合にあっては、その旨及び種名)		
	数 量		
捕 獲 等 を す る 目 的			
捕獲等をする区域及び当該区域の状況			
捕 獲 等 の 方 法			
捕獲等をした個体の輸送方法 (生きている個体の場合に限る。)			
捕 獲 等 を し よ う と す る 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
捕獲等をした個体を飼養し、又は栽培しようとする場合	飼養栽培を行う場所の所在地		
	飼養栽培施設の規模及び構造		
	飼養栽培の取扱者	住 所	
		氏 名	
		職 業	
飼養栽培に関する経歴			

- 注 1 「捕獲等をする目的」欄には、捕獲等をする目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。
- 2 「捕獲等をする区域及び当該区域の状況」欄には、捕獲等をする区域の所在地、当該区域の環境及び捕獲等をする個体の生息等の状況について詳細に記載すること。
- 3 「捕獲等の方法」欄には、捕獲等に係る方法又は使用する器具若しくは材料の名称等を記載すること。

様式第18号（第28条関係）

管理地区内鉱物採掘等届出書

年 月 日

島根県知事

様

届出者 住 所

大学の名称

代表者の氏名

㊟

電 話 番 号

大学における教育又は学術研究のために鉱物の採掘（土石の採取）を行うので、島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則第15条第3号キの規定により、次のとおり届け出ます。

管 理 地 区 の 名 称	
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	市 郡 町 村 大 字 字 番 地（地先）
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況	
行 為 の 施 行 方 法	
行 為 に よ る 影 響 の 軽 減 の 方 法	
関 連 行 為 の 概 要	
行 為 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
行 為 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
備 考	

-
- 注 1 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 3 「行為の施行方法」欄には、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積を記載すること。
- 4 「行為による影響の軽減の方法」欄には、当該管理地区の指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息地等への当該行為による影響を軽減するための方法を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 5 「関連行為の概要」欄には、行為の支障となる木の伐採、残土処理、工事中仮設工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 6 「備考」欄には、他の法令等の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は行政庁への届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

様式第19号（第28条関係）

管理地区内鉱物採掘等通知書

年 月 日

島根県知事

様

通知者 住 所

大学の名称

代表者の氏名

㊟

電 話 番 号

大学における教育又は学術研究のために鉱物の採掘（土石の採取）を行うので、島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則第15条第3号キの規定により、次のとおり通知します。

管 理 地 区 の 名 称	
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	市郡 町村大字 字 番地（地先）
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為による影響の軽減の方法	
関連行為の概要	
行為着手予定年月日	年 月 日
行為完了予定年月日	年 月 日
備 考	

- 注 1 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 3 「行為の施行方法」欄には、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積を記載すること。
- 4 「行為による影響の軽減の方法」欄には、当該管理地区の指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息地等への当該行為による影響を軽減するための方法を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 5 「関連行為の概要」欄には、行為の支障となる木の伐採、残土処理、工事中仮設工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載することとし、その詳細については、添付書類に表示すること。
- 6 「備考」欄には、他の法令等の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は行政庁への届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

様式第20号（第30条関係）

		第	号
身 分 証 明 書			
写 真 	所 属		
	職 名		
	氏 名		
<p>上記の者は、島根県希少野生動植物の保護に関する条例第16条第2項、第24条第3項及び第25条第3項の規定による立入検査、立入調査又は立入りをを行う職員であることを証明する。</p>			
年 月 日発行			
島根県知事			印

島根県希少野生動植物の保護に関する条例（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第13条第1項の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査等）

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第20条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（実地調査）

第25条 知事は、第19条第1項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 〔略〕

(2) 第16条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3) 第24条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第25条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第38条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

注 用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。